鈴木潔議長

皆さんにもっと市議会を身近に感じていただくため、議長が市議会について解説します。

志木市議会における委員会の紹介

議案の審査は、内容も多岐にわたり複雑であることから、本会議で行うよりもいくつかの部門に分けて詳しく審査したほうが効果的です。そのために委員会が設けられています。

委員会には、常設されている常任委員会、議会運営委員会と必要に応じて設置される特別委員会があります。

今回は、各委員会の審査内容について解説していきます。

総務厚生常任委員会

一般会計のうち歳入、議会事務局、総合行政部、総務部、福祉部、子ども・健康部、市長公室、会計課、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公平委員会に関する事項、及び市民文教都市常任委員会に属さない事項について審査します。

市民文教都市常任委員会

市民生活部、都市整備部、教育委員会、農業委員会、上下水道部に対する事項について審査します。

議会運営委員会

議会が円滑に運営されるように定例会や臨時会が開かれる前の話し合いや会期・議事日程の決定、会議規則・委員会条例に関する条項、議長の諮問に関する事項などについて審査します。

特別委員会

特定の事件を審査する必要があると認められる場合に、議会の議決によって設置され、審査します。

ロシアによるウクライナへの侵攻に対する抗議決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシアは本年２月24日にウクライナに侵攻した。ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、力による一方的な現状変更を認めないとの国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、今回のロシアによるウクライナへの侵攻に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の順守を強く求める。

以上、決議する。

令和４年３月17日
埼玉県志木市議会